

# 新ガッツだ おまかせくん!

小学校編

作：イニエスタ太郎



## 新型コロナウイルス感染症に係る減免措置

次の①②のいずれかに該当する方は、国民健康保険税の減免措置が受けられます。① 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯。② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれ、次の3要件に該当する世帯。(要件1) 主たる生計維持者の事業収入などが前年と比較して30%以上減少していること。(要件2) 前年の世帯の総所得金額などの合計が1,000万円以下であること。(要件3) 減少することが見込まれる事業収入など以外の前年所得が400万円以下であること。

■ 申請 税務課 市民税係 ☎ 72-5156

6月の納税通知書(個人市県民税、介護保険料)を6月

15日(火)に発送します。期限内の納付をお願いします。また、納付には、便利な口座振替をご利用ください。口座振替のお申し込みは、市内の金融機関で行えます。■ 税務課 市民税係 ☎ 72-5156

### 6月の納税

個人市県民税(1期・全期)、介護保険料(1期)。**▼納期限** 6月30日(水) ■ 税務課 市民税係 ☎ 72-5156

### 補助・給付

#### 薪ストーブ設置補助金

市内の森林環境の保全と里山づくりを目的として、薪ストーブの購入にかかる経費を補助します(事前に申請が必要です)。**▼対象者** 市内に住所を有する個人、自治会、市内で活動する住民団体、市内に事業所・事業施設などを有する事業者 **▼補助要件** 二重煙突やメガネ石や不燃材炉台、遮熱板を設置すること **▼対象経費** 税込価格10万円

#### 新割機導入補助金

市内の森林環境の保全と里山づくりを目的として、薪割機の購入にかかる経費を補助します(事前に申請が必要です)。**▼対象者** 薪を用いる機械器具を日常的に使用している、市内に住所を有する個人または市内で活動する住民団体 **▼補助要件** ①市内の里山の木を薪として利用すること。②新割機を市内業者から購入すること。③チェーンソーに関する資格を有するか、市の「新作り教室」に参加した者。 **▼補助率** 薪割機の購入経費の2分の1以内(1,000円未満切り捨て。上限5万円) ■ 申請 林業水産課 林業係 ☎ 72-5198

## 乾いたけ種駒助成事業

乾いたけ種駒助成については、植菌完了駒数を基本として、次の通り受付します。植菌途中の生産者は、植菌完了後に申請してください。**▼対象者** 市内に住所を有する乾いたけ生産者 **▼補助要件** 2万駒以上を購入・植菌した生産者(ただし、「伐採および伐採後の造林の届出書」を提出している生産者に限る) **▼補助対象品種** 低温菌品種および中温菌品種 **▼補助金額** 低温菌品種(10円/駒)中温菌品種(0.5円/駒) **▼受付期限** 7

### 下刈りに対する補助

東国東郡森林組合では、森林整備のために下刈りに対する補助申請を受け付けています。申請される方は次の条件をご確認のうえ、必ず事前に「ご連絡ください」。**▼補助対象地** 森林経営計画などに位置付けられた、①または②の山林。①スギ、ヒノキ、クヌギ、ケヤキなどの植林地(5年生まで。1回刈りのみ対象) ②クヌギ天然更新の山林(3

月30日(金) ■ 申請 林業水産課 林業係 ☎ 72-5198

### 募集

市のケアマネジャー・**看護師の募集** **▼ケアマネジャー** (業務) 介

### 試験・講習

介護予防、介護予防マネジメント業務など(勤務) 地域包括支援センター(週5日) (報酬) 月額206,300円 (通勤手当、期末手当の支給あり) **▼看護師** (業務) 介護予防に関する指導支援、相談業務など(勤務) 高齢者支援課(週5日) (報酬) 月額187,100円 (通勤手当、期末手当の支給あり) ■ 申請 高齢者支援課 高齢者支援係 ☎ 72-5189

### 相談

特定の国の出身者であることや、その子孫であることのみを理由に、日本社会から追いやられるなど、被害を受けるなど、人権に関する問題について相談を受け付けています。■ 外国人権相談ダイヤル ☎ 0570-091091

### 相談窓口

外国人権相談ダイヤル ☎ 0570-091091

### 税金

## 倒産・解雇で離職された方、失業・疾病で所得が減少した方へ (国民健康保険税・個人市県民税の減免措置)

【申請・問合せ先】 税務課 市民税係 ☎ 72-5156

**国民健康保険税の減免**

**対象** 次の①②のうちいずれかに該当する方は、国民健康保険税が減免されます。  
①倒産により廃業した自営業の方/②解雇(自己都合を除く)や病気などにより離職した方

**減免される保険税額** 上記①の場合は前年所得のうち事業所得を、上記②の場合は前年所得のうち給与所得を100分の30に減額して保険税を計算します。

**減免対象期間** 廃業や離職した日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで

**個人市県民税の減免**

**対象** 失業(自己都合を除く)や疾病などで所得が著しく減少する方で、次の①~③の所得条件を全て満たす場合は、個人市県民税が減免されます。  
①本人の令和2年中所得が400万円以下の方/②本人の令和3年中所得が令和2年中所得より30%以上減少する方/③世帯全員の令和3年中の所得合計金額が400万円以下

**減免の可否と割合** 令和3年中所得は令和3年分確定申告などにより確定しますので、確定後に減免の可否と割合を決定します。

**申請に必要なもの**

- ・失業の理由の確認できる書類(雇用保険受給資格者証、離職票など)
- ・廃業や倒産が確認できる書類(廃業届出書、倒産決定通知書など)

